被保護世帯賃貸住宅家賃等代理納付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第37条の2 及び生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)第3条の規定に基づき、家賃及び共益費(以 下「家賃等」という。)に係る金銭給付を家主等に直接支払うために必要な事項を定める ものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 被保護者 現に法の規定による保護を受けている者をいう。
 - (2) 管理業者 被保護者の居住する住居の家賃の集金業務を当該住宅の家主から委託 されている者をいう。
 - (3) 住宅扶助費 法第33条第4項の規定により交付する家賃に相当する金額の金銭をいう。
 - (4) 共益費 生活保護法施行規則(昭和25年省令第21号)第23条の2の規定による費用(契約書等に記載のあるものに限る)をいう。
 - (5) 代理納付 横須賀市福祉事務所長(以下「所長」という。)が法第37条の2の規定により、住宅扶助費及び共益費(以下「住宅扶助費等」という。)を家主又は管理業者に直接支払うことをいう。

(対象者)

- 第3条 代理納付の対象者は、住宅扶助費の額と家賃の月額が等しい被保護者で、次のいず れかに該当する者のうち、所長が代理納付の必要があると認めたものとする。
 - (1) 家賃を滞納している者のうち、所長の納付指導による効果が見込めないもの
 - (2) 代理納付を希望する者
 - (3) 公営住宅に入居している者
 - (4)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112 号)第21条第1項に規定する登録事業者が提供する同法第10条第5項に規定する登録
 - 方) 第21余第1頃に規定する登録事業者が提供する同伝第10余第5頃に規定する登 住宅に新たに入居する者

(代理納付の手続き)

第4条 所長が前条第1号に掲げる者に係る家賃等の代理納付を行う場合は、次の手順によるものとする。

- (1) 所長は、家主又は管理業者から被保護者の家賃の滞納について連絡があったときは、 当該家賃の滞納状況を確認した上で、当該被保護者に対し、納付指導を行うものとする。
- (2) 所長は、納付指導をしたにもかかわらず、納付指導の効果が見込めないと認めたときは、代理納付の実施について、当該被保護者及び家主又は管理業者に連絡するものとする。
- (3) 家主又は管理業者が代理納付の実施を依頼するときは、生活保護住宅扶助費等代理 納付依頼書兼口座振込依頼書(別記様式)に次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書 類を添えて所長に提出するものとする。
 - ア 家主 当該住宅の賃貸借契約書の写し
 - イ 管理業者 当該住宅の賃貸借契約書の写し及び家主と締結した委託契約書の写し
- (4) 所長は、前号の依頼書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、代理納付を行う ことを決定したときは、その旨を家主又は管理業者に通知するとともに、当該決定をし た日の属する月の原則翌月から、当該家主又は管理業者の指定する金融機関の口座に被 保護者に係る住宅扶助費等を振り込むものとする。
- 2 所長が前条第2号に掲げる者に係る家賃等の代理納付を行う場合は、次の手順によるものとする。
 - (1) 所長は、被保護者から家賃等の代理納付について相談があったときは、当該被保護者の生活状況等を確認するとともに、家主又は管理業者から家賃の支払方法について確認するものとする。
 - (2) 所長は、前号の規定により確認した内容を考慮し、代理納付が必要と認めたときは、代理納付の実施について、当該被保護者及び家主又は管理業者に連絡するものとする。
 - (3) 家主又は管理業者の代理納付の依頼方法及び所長の代理納付の決定手続きについては、前項第3号及び第4号の規定を適用する。
- 3 所長が前条第3号に掲げる者に係る家賃等の代理納付を行う場合は、次に掲げる手続きによるものとする。
 - (1) 所長は、当該被保護者の家賃の納付状況について公営住宅の管理者に確認するものとする。
 - (2) 所長は、前項の規定により確認した内容を考慮し、代理納付が必要と認めたときは、 当該被保護者及び公営住宅の管理者に代理納付の実施について連絡するとともに、家賃 の支払方法を確認するものとする。
 - (3) 所長は、前項の規定による連絡を行った日の属する月の原則翌月から、当該公営住

宅の管理者に被保護者に係る住宅扶助費等を支払うものとする。

(変更の届出)

第5条 家主又は管理業者は、当該住宅の賃貸借契約の内容、代理納付を受ける金融機関の 口座等を変更したときは、速やかに所長にその旨を届け出るものとする。

(代理納付の変更、中止等)

- 第6条 所長は、前条の規定による届出を受けた場合は、その内容を確認し、適切な処理を 行うものとする。
- 2 所長は、被保護者に対する保護の停止又は廃止を決定したときは、速やかに当該被保護 者及び家主又は管理業者に対し、代理納付を停止し、又は終了することを通知しなければ ならない。
- 3 所長は、第1項又は前項の規定により代理納付を変更し、停止し、又は終了した場合に おいて、代理納付した住宅扶助費等が過払いになったときは、被保護者又は被保護者の相 続人に当該過払い分の返還を求めなければならない。ただし、当該家主又は管理業者が被 保護者又は被保護者であった者に対し、過払い期間において賃貸借契約に基づく賃料債権 がない場合には、当該家主又は管理業者に当該過払い分の返還を求めなければならない。
- 4 家主又は管理業者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに当該過払い分の 住宅扶助費等を返還するものとする。

(家主又は管理業者の責務)

第7条 家主又は管理業者は、代理納付を実施する上で知り得た被保護者の個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、必要な措置を講じなければならない。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則

- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

生活保護住宅扶助費等代理納付依賴書兼口座振込依賴書

· 人横須賀	设市福祉事務所長						
	依賴者氏	名(代	表者名	各)			
	Ø	所(所	在地)				
	相	話		()		
氏 名						(様)
住 所	(物件の所在地)	横須	賀市				
	Ħ1.	丁目		番 (地)		号
種別	1借家 2アパート	1	家賃	月額			P
59			共	益費			円
期間	年	月	Ħ	~	年	月	Ħ
							支店
座番号		Ē	,				
座名義	100						
	氏 名 住 所	 氏 名 住 所 (物件の所在地) 別 1 借家 2 アパ期間 銀 協・漁路 産番号 3 その他 	世所(所 電話 氏名 住所(物件の所在地) 横須 町 丁目 別 1 借家 2 アパート 期間 年 月 銀行・信用金庫 農協・漁協 座番号 3 その他	(依賴者氏名(代表者名 住所(所在地) 電話 (大) 名 住所(物件の所在地) 横須賀市 町 丁目 別 1 借家 2 アパート 家賃 共三 期間 年月日 銀行・信用金庫 農協・漁協 座番号 3 その他	(報者氏名 (代表者名) 住所 (所在地) 電話 ((依頼者氏名 (代表者名) 住所 (所在地) 電話 () で話 () で話 () では	佐頼者氏名(代表者名) 住所(所在地) 電話 () 氏名 () 住所(物件の所在地) 横須賀市 町 丁目 番(地) 別 1借家 2アパート 家賃月額 共益費 期間 年月日~年月 銀行・信用金庫 農協・漁協 座番号 1普通 2当座 3その他